

## 主な事項の目次

① 申告書作成までの流れ	P. 3
② 申告書の提出、保険料・一般拠出金の納付の方法	P. 4
③ 労働保険対象賃金の範囲	P. 5
④ 労働保険対象者の範囲	P. 6
⑤ 労働保険料等算定基礎賃金等の報告の記入要領及び記入例	P. 8
⑥ 保険料・一般拠出金申告書内訳の記入要領及び記入例	P.10
⑦ 申告書の記入要領及び記入例	P.12
⑧ 法人番号の記入について	P.14
⑨ 還付請求を行う場合について	P.19
⑩ 口座振替を利用している場合について	P.20
⑪ 一括有期事業の申告書の書き方	P.21
⑫ 一括有期事業報告書(様式第7号)の記入	P.24
⑬ 一括有期事業総括表の書き方・記入例	P.26
⑭ 建設の事業の申告書の書き方・記入例	P.28
⑮ 平成27年3月31日以前に開始した工事の取扱い	P.31
⑯ 事業の種類・労務費率・保険料率一覧表	P.31
⑰ 労災保険率適用事業細目表(建設事業)	P.32
⑱ 一般拠出金の申告・納付について	P.34
⑲ 電子申請による申告書の提出、電子納付による保険料・一般拠出金の納付方法	P.35
⑳ e-Gov からの電子申請の方法	P.37
㉑ GビズIDアカウントを利用した電子申請について	P.40
㉒ 報奨金(電子化分)のお知らせ(令和3年度)	P.41
㉓ 申告書内訳、申告書作成チェックポイント	P.43

## 労働保険の年度更新とは

事業主は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条）と前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条）の手続が必要です。これが「年度更新」の手続です。

この年度更新の手続は、本年度は**6月1日**から**7月12日**までの間に行ってください。

**手続が遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金（納付すべき労働保険料・一般拠出金の10%）を課すことがあります。**

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（これを「**保険年度**」といいます。）を単位とし、その間ですべての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金の総額に、**その事業の種類ごとに定められた保険料率**を乗じて算定します。